県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）

（取扱課室名）　ページ

○ 告示

900　一般競争入札による落札者の決定　（管財課）..... 1
901　〃　（　〃　）..... 2
902　指定障害児通所支援事業者の廃止　（障害福祉課）..... 2
903　〃　（　〃　）..... 3
904　〃　（　〃　）..... 3
905　指定自立支援医療機関の指定　（こころの健康推進課）..... 3
906　〃　（　〃　）..... 3
907　県営ため池等整備事業の工事の完了　（農業農村整備課）..... 4
908　〃　（　〃　）..... 4
909　保安林の指定施業要件変更予定　（森林整備課）..... 4
910　保安林の指定施業要件の変更　（　〃　）..... 4
911　〃　（　〃　）..... 5
912　和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等　（技術調査課）..... 5
913　道路の区域変更　（道路保全課）..... 10
914　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除　（砂防課）..... 11
915　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定　（　〃　）..... 11

○ 教育委員会告示

5　令和8年度和歌山県立高等学校生徒募集定員　..... 12

○ 選挙管理委員会告示

112　政治団体の届出事項の異動の届出　..... 14
113　政治団体の解散の届出　..... 14
114　政治団体の設立の届出　..... 14
＊115　平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正　..... 15

告　示

和歌山県告示第900号

令和7年度及び令和8年度県庁舎（本館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　落札に係る調達の名称及び数量

令和7年度及び令和8年度県庁舎（本館）電力調達　一式

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　和歌山県総務部総務管理局管財課
　和歌山市小松原通一丁目1番地
3　落札者を決定した日
　令和7年11月7日
4　落札者の氏名及び住所
　コスモエネルギーソリューションズ株式会社
　東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
5　落札金額
　45,968,506円（うち消費税及び地方消費税の額4,178,955円）
6　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　特例政令第6条の公告を行った日
　令和7年9月24日

和歌山県告示第901号

令和7年度及び令和8年度県庁舎（南別館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　落札に係る調達の名称及び数量
　令和7年度及び令和8年度県庁舎（南別館）電力調達　一式
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　和歌山県総務部総務管理局管財課
　和歌山市小松原通一丁目1番地
3　落札者を決定した日
　令和7年11月7日
4　落札者の氏名及び住所
　コスモエネルギーソリューションズ株式会社
　東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
5　落札金額
　64,118,619円（うち消費税及び地方消費税の額5,828,965円）
6　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　特例政令第6条の公告を行った日
　令和7年9月24日

和歌山県告示第902号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700213	サポートセンターろーど	紀の川市貴志川町長山277-108	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町七山東909番地	令和7.11.30

和歌山県告示第903号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700254	サポートセンターあす	紀の川市貴志川町長山277-68	放課後等デイサービス	社会福祉法人直心会	紀の川市貴志川町長山277-68	令和7.11.30

和歌山県告示第904号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051800252	サポートセンターくらす	岩出市岡田543-2	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町七山東909番地	令和7.11.30

和歌山県告示第905号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
ひかり調剤薬局いのさわ店	新宮市井の沢11-13	髙橋豊	令和7.10.1

和歌山県告示第906号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
コスモス調剤薬局神前店	和歌山市神前123-1	岡田優	令和7.11.1

和歌山県告示第907号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　事業名　県営ため池等整備事業　六人池地区
2　確定年月日　令和4年11月30日
3　工事を完了した時期　令和7年2月21日

和歌山県告示第908号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　事業名　県営ため池等整備事業　熊ノ倉池地区
2　確定年月日　令和6年5月28日
3　工事を完了した時期　令和7年9月8日

和歌山県告示第909号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第910号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第911号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第912号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を、次のように定める。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの

2　競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからツまでのいずれにも該当しない者であることとする。

ア　自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ　自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実に該当した後、2年を経過しない者

ウ　県が課する税の全税目又は消費税及び地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ　経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ　会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ　入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ　セの許可に係る申請者又は申請者の役員等（法第5条第1項第3号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了し、若しくはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ク　和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ　和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ　ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者

サ　申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人又は法定代理人が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ　申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員等が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ス　カ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

セ　申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

ソ　セの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

タ　申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「有効な経営事項審査」という。）を受けていない者

チ　有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における工事種別の平均完成工事高が「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」及び「解体」については250万円以下、「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」及び「清

掃施設」については0円である者

ツ　次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア　客観的事項

経営事項審査

イ　和歌山県独自事項

3　競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに掲げる期間の和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間とし、提出場所は主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所とする。

ア　定期の申請をする者　令和8年1月7日から同年2月3日まで

イ　第1回追加の申請をする者　令和8年6月5日から同月19日まで

ウ　第2回追加の申請をする者　令和8年9月4日から同月18日まで

エ　第3回追加の申請をする者　令和8年12月4日から同月18日まで

オ　第4回追加の申請をする者　令和9年3月5日から同月19日まで

カ　第5回追加の申請をする者　令和9年6月4日から同月18日まで

キ　第6回追加の申請をする者　令和9年9月6日から同月21日まで

(2) 申請書類

ア　入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

イ　地方基準点数等一覧表

ウ　建設キャリアアップシステム登録者一覧表

エ　建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表

オ　技術職員・CPD取得者数一覧表

カ　職員名簿（技術職員以外）

キ　大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

ク　確約書兼誓約書、災害時等対応重機及び運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書

ケ　資本・人的関係のある関連業者届出調書

コ　総合評定値の通知書の写し（特別の事由がある場合を除き、有効な経営事項審査の審査基準日（以下「経営事項審査基準日」という。）が次の（ア）から（キ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（ア）から（キ）までに掲げる期間に含まれるもの）

（ア）定期の申請をする者　令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

（イ）第1回追加の申請をする者　令和7年1月1日から同年12月31日まで

（ウ）第2回追加の申請をする者　令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

（エ）第3回追加の申請をする者　令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

（オ）第4回追加の申請をする者　令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
（カ）第5回追加の申請をする者　令和8年1月1日から同年12月31日まで
（キ）第6回追加の申請をする者　令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

サ　和歌山県が課する税の全税目に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書

シ　消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が次の（ア）から（キ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（ア）から（キ）までに掲げる日以降のもの）
（ア）定期の申請をする者　令和7年12月1日
（イ）第1回追加の申請をする者　令和8年5月1日
（ウ）第2回追加の申請をする者　令和8年8月1日
（エ）第3回追加の申請をする者　令和8年11月1日
（オ）第4回追加の申請をする者　令和9年2月1日
（カ）第5回追加の申請をする者　令和9年5月1日
（キ）第6回追加の申請をする者　令和9年8月1日

ス　有効な経営事項審査に係る法第27条の26に規定する経営規模等評価の申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は、完成工事原価報告書の写し）

セ　同意書

ソ　暴力団排除等に関する誓約書

タ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に関する遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに同法の遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及びその研修（講習）において使用した資料の写し（表紙、目次等資料の概要が分かるページを数枚程度にまとめたもの）

チ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項の規定により和歌山県公安委員会が行う不当要求防止責任者講習を受講している者は、その講習を修了したことを証明する書面の写し

ツ　大規模災害協定を締結している団体に加入し、かつ、その協定に同意している者は、その加入と同意を証明する書面

テ　ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ト　ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ナ　エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ニ　産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者は、その業を行っていることを証明する次の（ア）又は（イ）の書面、産業廃棄物の処分を委託している者は、その委託していることを証明する次の（ウ）の書面
（ア）産業廃棄物処分業許可証の写し
（イ）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
（ウ）建設廃棄物処理委託契約書の写し（次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる期間に締結したもののうち、主たるもの1件分）
　a　定期の申請をする者　令和7年1月1日から同年12月31日まで
　b　第1回追加の申請をする者　令和7年6月1日から令和8年5月31日まで
　c　第2回追加の申請をする者　令和7年9月1日から令和8年8月31日まで
　d　第3回追加の申請をする者　令和7年12月1日から令和8年11月30日まで
　e　第4回追加の申請をする者　令和8年3月1日から令和9年2月28日まで
　f　第5回追加の申請をする者　令和8年6月1日から令和9年5月31日まで
　g　第6回追加の申請をする者　令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

ヌ　建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号。以下「国告示」という。）第2条第2項に規定する建設技能者を雇用している者は、その雇用している者が建設キャリアアップシステムに登録されていることを証明する書面の写し

ネ　次世代育成支援等に関する取組を行っている者は、その取組を行っていることを証明する書面として、次に掲げる書面のうち該当するもの

（ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し

（イ）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し

（ウ）わかやま健康推進事業所認定証の写し

ノ　就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている者は、労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し

ハ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者を雇用している者は、その雇用している者が当該講習を修了したことを証明する書面の写し

ヒ　国告示第3条第2項の規定による認定を受けた能力評価基準に基づき実施された国告示第2条第3項に規定する能力評価が最上位の段階又は最上位に次ぐ段階に該当する者を雇用している者は、その雇用している者が当該段階に該当することを証明する書面の写し

フ　CPD（継続的な職業能力の開発（Continuing Professional Development）であって、建設業に従事する技術者に係るものに限る。）を支援する団体が提供する継続教育制度において推奨単位数以上の単位を取得した者を雇用している者は、その雇用している者が当該単位を取得したことを証明する書面の写し

ヘ　建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面

ホ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主に該当する建設業者（以下「法定義務建設業者」という。）にあっては直近の同項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況についての報告書の写し、法定義務建設業者以外の者で障害者を雇用しているものにあっては障害者雇用状況調べ

マ　新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載した次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

（ア）社会保険に加入している場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

（イ）社会保険に加入しておらず、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

（ウ）雇用保険に加入していない場合は、審査基準日以前6か月以内の源泉徴収簿又は賃金台帳等

ミ　若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者をいう。以下同じ。）又は女性を雇用している者は、当該若年者又は女性の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ム　ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父をいう。以下同じ。）を雇用している者は、次に示す書面のうち当該ひとり親に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

（ア）児童扶養手当証書

（イ）ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証

（ウ）民生委員の証明書

メ　審査基準日以前2年の間に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定に該当する者（以下「市町村民税非課税者」という。）であった者を、当該2年の間雇用し、かつ、当該2年の間を経過する日から審査基準日まで連続して雇用している者は、当該市町村民税非課税者の非課税証明書

モ　優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るマ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

ヤ　審査基準日以前3年の間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し

ユ　労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書及び雇用保険適用事業所設置届事業主控

ヨ　経営事項審査基準日において労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険保険関係成立届」の写し

ラ　社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書

リ　経営事項審査基準日において社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し

ル　ウからカまで、ク、ム及びメに記載した職員に係るマ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し

レ　スの経営規模等評価の申請において提出した技術職員名簿の写し

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア　申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ　申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

持参又は郵送。郵送の場合には、3（1）に定める期間に必着させること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4　資格の有効期間

資格の有効期間は、次の（1）から（7）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（1）から（7）までに掲げる期間とする。

(1) 定期の申請をする者　令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

(2) 第1回追加の申請をする者　令和8年9月1日から令和10年5月31日まで

(3) 第2回追加の申請をする者　令和8年12月1日から令和10年5月31日まで

(4) 第3回追加の申請をする者　令和9年3月1日から令和10年5月31日まで

(5) 第4回追加の申請をする者　令和9年6月1日から令和10年5月31日まで

(6) 第5回追加の申請をする者　令和9年9月1日から令和10年5月31日まで

(7) 第6回追加の申請をする者　令和9年12月1日から令和10年5月31日まで

和歌山県告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　道路の種類　県道

2　路線名　田辺龍神線

区　　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備　　考
田辺市龍神村柳瀬字菖蒲谷1365番1地先から同市龍神村柳瀬字虎ケ峯1417番4地先まで	旧	7.32 ～ 18.47	281.75	
同上	新	8.05 ～ 21.20	281.75	

和歌山県告示第914号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成28年9月27日付け和歌山県告示第1086号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

府中（Ⅰ-2145）

3　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第915号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年11月28日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

府中（Ⅰ-2145）

3　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4　法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

令和8年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

令和7年11月28日

和歌山県教育委員会教育長　今　西　宏　行

1　全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2　定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3　通信制の課程

和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校、和歌山県立南紀高等学校及び和歌山県立新宮高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

令和８年度　和歌山県立高等学校　学校別・学科別募集定員

別表第1（第1項関係）

〔全日制の課程〕

学校名	学科名（コース名等）	学級数	定員
橋本	探究科	4	160
	※1 探究科（県立中）	1	40
紀北工業	機械科	2	80
	電気科	1	40
	システム化学科	1	40
紀北農芸	生産流通科	1	35
	施設園芸科	1	35
	環境工学科	1	35
笠田	普通科	2	80
	※2 商業科系	2	80
粉河	※3 普通科系	6	240
那賀	普通科	6	240
	国際科	1	40
貴志川	普通科	3	120
和歌山北	普通科（北校舎）	7	280
	普通科（西校舎）	2	80
	スポーツ健康科学科	1	40
和歌山	総合学科	5	200
向陽	普通科	5	200
	※1 環境科学科	2	80
桐蔭	普通科	5	200
	※1 普通科（県立中）	2	80
和歌山東	普通科	5	175
星林	普通科	6	240
	国際交流科	1	40
和歌山工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	1	40
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
	創造技術科	1	40
和歌山商業	ビジネス創造科	7	280

学校名	学科名（コース名等）	学級数	定員
海南	※4 普通科系（海南校舎）	5	200
	普通科（大成校舎）	1	40
（美里分校）	普通科	1	40
箕島	※5 普通科・情報経営科系	3	120
	機械科	1	40
有田中央	総合学科（総合）	3	105
	※6 総合学科（福祉）		
（清水分校）	普通科	1	40
耐久	普通科	4	160
日高	普通科	5	200
	※1 総合科学科	1	40
（中津分校）	普通科	1	40
紀央館	普通科	3	120
	工業技術科	1	40
南部	普通科	2	70
	食と農園科（園芸・加工流通）	3	105
	※7 食と農園科（調理）		
（龍神分校）	普通科	1	40
田辺	普通科	5	200
	※1 自然科学科	2	80
田辺工業	機械科	2	80
	電気電子科	1	40
	情報システム科	1	40
神島	普通科	3	120
	経営科学科	2	80
熊野	看護科	1	40
	総合学科	4	160
串本古座	※8 未来創造学科（宇宙探究）	3	120
	未来創造学科（地域探究・文理探究）		
新宮	普通科	3	120
	学彩探究科	2	80
	総合学科	3	120
合計		157	6,200

※1 次の学科については、それぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

○橋本高等学校探究科のうち1クラス
○向陽高等学校環境科学科
○桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
○日高高等学校総合科学科
○田辺高等学校自然科学科

※2 笠田高等学校は、総合ビジネス科及び情報処理科を「商業科系」とする。

※3 粉河高等学校は、普通科及び理数科を「普通科系」とする。

※4 海南高等学校は、普通科（海南校舎）及び教養理学科を「普通科系（海南校舎）」とする。

※5 箕島高等学校は、普通科普通コース、普通科スポーツコース及び情報経営科を「普通科・情報経営科系」とする。

※6 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。

※7 南部高等学校食と農園科調理コースの人数は、24人以内とする。

※8 串本古座高等学校未来創造学科宇宙探究コースの人数は、40人以内とする。

別表第2（第2項関係）

〔定時制の課程〕

学校名	学科名		学級数	定員
※9 伊都中央	普通科	昼間	2	70
		夜間	1	30
※9 きのくに青雲	普通科	昼間	3	105
		夜間	1	30
	情報会計科	夜間	1	30
和歌山工業	機械電気科	夜間	1	40
	建築科	夜間	1	40
耐久	普通科	夜間	1	40
日高	普通科	夜間	1	40
※9 南紀	普通科	昼間	1	35
		夜間	1	30
新宮	普通科	昼間（新翔校舎）	1	40
		夜間（新宮校舎）	1	40
合計			16	570

※9 単位制高等学校である伊都中央高等学校、きのくに青雲高等学校及び南紀高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第3（第3項関係）

〔通信制の課程〕

学校名	学科名	定員
伊都中央	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南紀	普通科	
新宮	普通科	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長　和　歌　哲　也

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
宮﨑泉龍神村後援会（泉龍会）	寒川淑子	政治団体の名称	宮﨑泉龍神村後援会（泉龍会）	岸本周平龍神後援会（龍周会）	令和7.9.11
みんな大好き日本四季	宮村旨希	政治団体の名称	みんな大好き日本四季	移民に反対日本四季	令和7.10.22
ふじ本まり子後援会	飯塚忠史	会計責任者	平見良太	宮本修作	令和7.10.20

和歌山県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長　和　歌　哲　也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党和歌山県和歌山支部	駿河重喜	令和7.10.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
岸本周平後援会	山下幸男	令和7.9.30
WAKAYAMA未来会議	山下幸男	令和7.9.30
前畑たけし後援会	前畑壮志	令和7.10.17

和歌山県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長　和　歌　哲　也

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	公職の候補者の氏名	公職の種類（第2号）	届出年月日
紀州	林佑美	林佑美	和歌山市松江749番地15	衆議院議員	林佑美	衆議院議員	令和7.11.7

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
松本敦後援会	松本賢一	松本恵津子	紀の川市嶋261	令和7.9.18
恩地ゆうこを応援する会	恩地木綿子	恩地木綿子	紀の川市貴志川町上野山158-7	令和7.10.1
小林たつや後援会	小林竜也	小林竜也	紀の川市貴志川町国主293-11	令和7.10.7
バター倶楽部	岩西俊治	奥田崇喜	岩出市高塚48-8	令和7.10.10
さかがしら徳彦後援会	坂頭徳彦	佐々木美夫	有田郡有田川町大字徳田567-2	令和7.10.15
佐曽永和後援会	佐曽永和	佐曽永和	有田郡有田川町金屋112-4	令和7.10.21
和苗会	辻本太一	梅原直希	和歌山市四番丁50	令和7.10.27
北たにけいこ後援会	北谷敬子	北谷敬子	紀の川市貴志川町北659	令和7.10.27
舩木たかあき後援会	片山高一	松山義弘	紀の川市桃山町元301-1	令和7.10.31
真鍋かずのり後援会	真鍋和功	真鍋かおる	西牟婁郡白浜町1063-22	令和7.11.5

和歌山県選挙管理委員会告示第115号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長　和　歌　哲　也

第1項の表中

「

医療法人研医会　田辺中央病院	田辺市南新町147番地	を

」

「

医療法人研医会　田辺中央病院	田辺市宝来町24-1	に、

」

「

国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見2916	
医療法人健佑会 串本有田病院	東牟婁郡串本町有田499番地の1	を

」「

国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見2916	に、

」

第6項の表中

「

医療法人宝山会 白浜小南病院介護医療院	西牟婁郡白浜町3220番地の9	
医療法人健佑会 串本有田病院介護医療院	東牟婁郡串本町有田499-1	を

」「

医療法人宝山会 白浜小南病院介護医療院	西牟婁郡白浜町3220番地の9	に改める。

」